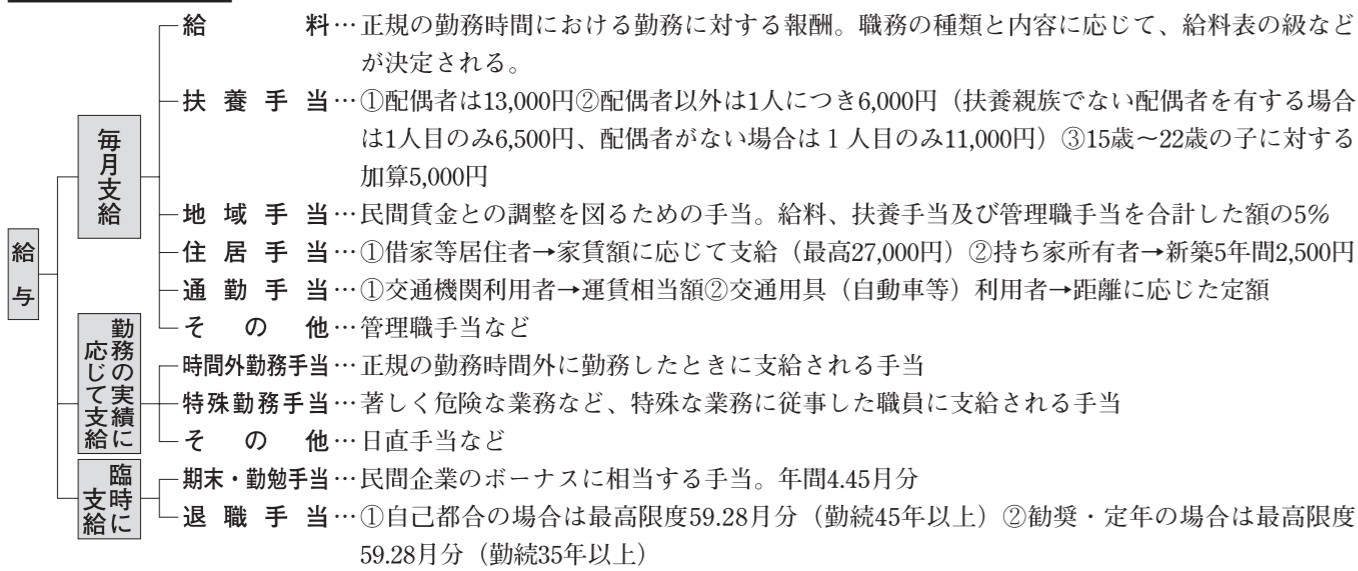


**職員給与の概要**



**■部門別職員数の状況（単位：人 △：マイナス）**

部門	区分	職員数				対前年増減数		
		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成17年	平成18年	平成19年
一般行政部門	議会	4	4	4	3	0	0	△1
	総務	39	35	35	36	△4	0	1
	税務	18	19	19	19	1	0	0
	民生	56	56	56	60	0	0	4
	衛生	23	22	24	23	△1	2	△1
	農林水産	14	13	13	10	△1	0	△3
	商工	7	6	8	8	△1	2	0
	土木	26	25	24	22	△1	△1	△2
	小計	187	180	183	181	△7	3	△2
特別行政部門	教育	49	47	45	41	△2	△2	△4
	小計	49	47	45	41	△2	△2	△4
公営企業等会計部門	水道	12	12	12	12	0	0	0
	下水道	6	6	6	7	0	0	1
	その他	7	7	7	7	0	0	0
小計	25	25	25	26	0	0	1	
合計		261	252	253	248	△9	1	△5
定数条例上の職員数		[320]	[320]	[320]	[320]	[0]	[0]	[0]

- ※1. 部門は、国の地方公共団体定員管理計画に基づく分類です。
- ※2. 職員数（各年4月1日現在）は、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。
- ※3. 寄居地区衛生組合が解散したことに伴い、同組合職員が平成18年1月1日付けで町職員になっています。

**■過去5年間の職員数と職員1人当たりの総人口（単位：人）**

年度	職員数 (A)	総人口 (B)	職員1人当たり総人口 (B) ÷ (A)
平成14年度	270	38,451	142
平成15年度	266	38,517	145
平成16年度	261	38,315	147
平成17年度	252	38,200	152
平成18年度	253	37,939	150
平成19年度	248	37,762	152

※職員数、総人口は、各年4月1日現在の数値です。



町職員の給与は、生計費をはじめ、国や地方公共団体、民間企業の給与などを考慮し、町議会の議決を経て、条例で定められています。町民の皆さんに、町政に対してより一層のご理解をいただくため、平成19年4月現在の町職員の給与・職員数の概要をお知らせします。

# 町職員の給与等を公表します！

**■人件費の状況（平成18年度決算）**

職員数	給料	職員手当	共済費	総合事務組合負担金	合計
人	千円	千円	千円	千円	千円
253	1,002,762	580,442	257,790	221,560	2,062,554

**■職員（一般行政職）の平均給料月額と平均年齢の状況**

平均給料月額	平均年齢
328,856円	43.4歳

**■ラスパイレース指数**

区分	平成18年度
国	100.0
寄居町	93.1

※ラスパイレース指数は、地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員構成が国と同一であると仮定して算出し、国の平均給与額を100とした場合の地方公共団体の平均給与額の比率をいいます。

**■職員（一般行政職）の初任給の状況**

区分	大学卒	短大卒	高校卒
給料月額	170,200円	153,800円	142,800円

**■職員（一般行政職）の経験年数別平均給料月額の状況（諸手当は含みません）**

区分	経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
大学卒	281,554円	350,342円
高校卒	263,840円	302,213円

※給料は財政の健全化に寄与するため、緊急の特例措置として3%減額して支給されています。

**■特別職の報酬等の状況**

区分	報酬（給料）月額	期末手当
町長	756,000円	年間4.45月分
副町長	644,000円	
教育長	604,000円	
議長	310,000円	年間4.45月分
副議長	254,000円	
委員長	239,000円	
議員	232,000円	

※実際の支給額は特別条例により、町長20%、副町長・教育長15%、議員10%を減額して支給されています。

**■級別職員数の状況**

（平成19年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	主査	副課長	副課長	課長局長
事務職	14人	11人	95人	47人	27人	7人	16人
構成比	6.5%	5.1%	43.8%	21.6%	12.4%	3.2%	7.4%
技能職	2人	29人					
構成比	6.5%	93.5%					

問い合わせ／総務課（☎581・212）  
1内線314・316へ。

◆今後の定員管理について  
現在、第4次寄居町行政改革大綱として「寄居町新生チャレンジプラン2006」を実施しています。今後は、プランに基づきさらなる行政改革に取り組みとともに、適正な定員管理も実施していきます。